

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小事業者に対する令和3年度分の固定資産税の特例制度について

新型コロナウイルス感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の負担が軽減されます。

1. 対象者

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の事業収入が前年同期比で30%以上減少している中小事業者等

- ・個人…常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・法人…資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる方、また、大企業の子会社等は対象外となります

2. 特例対象となる資産

- ・事業用家屋 個人の所有する居住用の家屋は対象外。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が対象
(令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋が特例の対象)
- ・償却資産

3. 特例内容

事業収入の減少割合に応じて、対象資産に係る固定資産税の課税基準が2分の1またはゼロとなります

令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の 対前年同期比減少率	減免率
・50%以上減少	全額
・30%以上50%未満の減少	2分の1

4. 提出書類

①特例申告書（豊岡市様式）

「認定経営革新等支援機関等確認欄」に当該機関の確認を受けてください

②特例対象資産一覧

事業用家屋を所有する場合に添付してください

③収入が減少したことを証する書類（写し）

会計帳簿、売上台帳、青色申告決算書など収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください

④（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）

特例対象家屋の事業専用割合を示す書類（写し）

青色申告決算書、収支内訳書、見取り図など事業用部分の割合がわかる書類の写しを添付してください

※見取り図は事業用で使用している箇所が判別できるようマーカー等で着色してください

⑤（不動産賃貸業の場合）

賃料の猶予を証する書類（写し）

覚書など不動産賃料の金額や期間等を確認できる書類を添付してください

5. 申告・手続きの流れ

(1) 確認依頼

特例申告書に必要事項を記入し、「4. 提出書類」の②～⑤を添付して、認定経営革新等支援機関等へ確認を依頼してください

(2) 確認

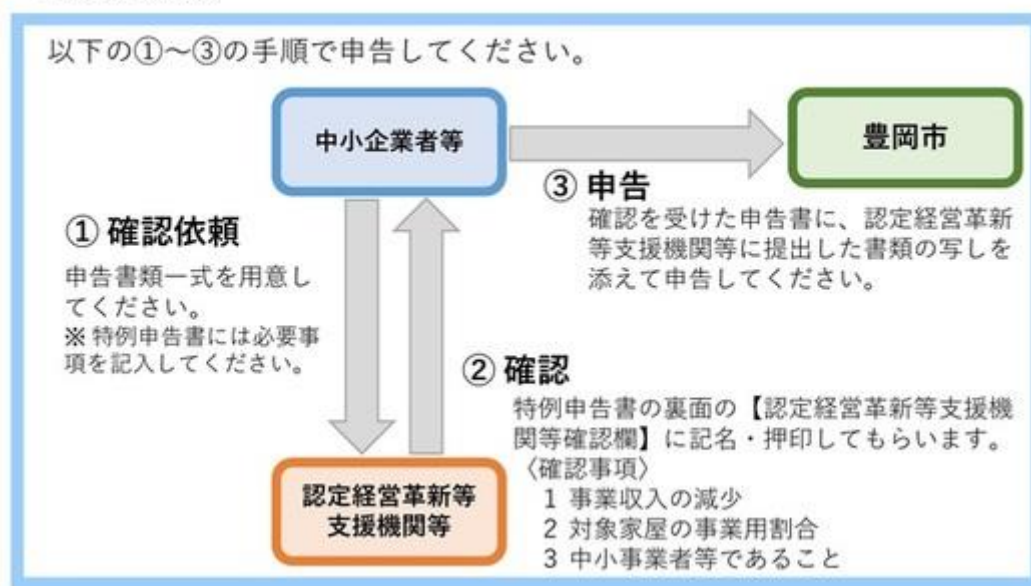
確認完了後、認定経営革新等支援機関等により特例申告書の確認欄に記載・押印されます

(確認事項) ・ 事業収入の減少 ・ 対象家屋の事業用割合 ・ 中小企業等であること

(3) 申告

上記(2)で確認を受けた特例申告書に、認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式の写しを添付して、豊岡市役所 税務課へ申告してください

▶ 手続き方法



※認定経営革新等支援機関等の一覧

① 認定経営革新等支援機関

・ 認定を受けた税理士、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)など

② 認定経営革新等支援機関に準ずるもの

・ 都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

③ 認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、記帳の記載事項を確認する能力があり、確認書の発行を希望するもの

・ 税理士、公認会計士、中小企業診断士、各地の青色申告会など

◇問合せ先 豊岡市役所 市民生活部 税務課 資産税係
(TEL: 0796-21-9046)

◇特例措置に関する申告書様式・詳細は

<https://www.city.toyooka.lg.jp/kurashi/zeikin/1011824/1011831.html>

